

2. 職員の健康管理

1) 病原体の媒介者(キャリア)となりうる職員

一般的に、施設の職員は、施設の外部との出入りの機会が多く、施設に病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要があります。また、日々のケア行為において、ケア対象者に密接に接触する機会が多く、ケア対象者等の間の病原体の媒介者(キャリア)となるおそれが高いことから、日常からの健康管理が重要となります。

施設の職員が感染症の症状を呈した場合には、施設の実情を踏まえた上で、症状が改善するまで就業を停止することを検討する必要があります。

職員が病原体を施設内に持ち込むリスクは高いため、完治するまで休業することは、感染管理を行う上で「感染経路の遮断」のための有効な方法といえます。

2) 職員の健康管理

定期的な健康診断は、必ず受診しましょう。また、自身の普段の健康管理に注意する必要があります。

ワクチンで予防可能な疾患については、できるだけ予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、施設内での感染症の媒介者にならないようにすることが重要です。予防接種を受けることができない者は、一般的な健康管理を充実強化しておくことが求められます。

インフルエンザ	毎年の接種が必要。
B型肝炎ワクチン	検査により抗体のない人は接種が望ましい。
麻疹ワクチン	
風疹ワクチン	
水痘ワクチン	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン	罹患するとほぼ終生免疫がつき、接種をしていれば罹患しても軽症ですむ。

3. 感染症発生時の対応

発生時の対応として、次のことを行います。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 関係機関との連携

1) 感染症の発生状況の把握

症状の確認：下痢・嘔吐・発熱・咳・発疹・その他の症状

(感染症の早期発見には、日常から入所者等の健康状態を観察・把握し、記録しておくことが重要です。)

施設全体の状況の把握

- ①日時別、棟・フロア・部屋別の発生状況(職員を含む)
- ②受診状況、診断名、検査結果及び治療内容
- ③普段の有症状者数(下痢・嘔吐等の胃腸炎症状、発熱など)との比較。

2) 感染拡大の防止

職員への周知

施設管理者は感染症等の発生状況を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。

また、日ごろから連絡体制を整備しておきましょう。

感染拡大防止策

平常時から施設内の環境の清潔を保つことが重要です。整理整頓を心がけ、清掃、清浄を保ちましょう。1日1回湿式清掃し、乾燥させることが重要です。

発生時には、消毒する場所や回数、使用する消毒薬などは、感染症発生時等状況により変わってきます。

〈注意事項〉

- ① 手洗い、排泄物・嘔吐物の処理方法を徹底して実行する。
- ② 職員を媒介して、感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ③ 消毒の頻度を増やすなど、発生時に応じた施設内消毒を実施する。
(手すり、トイレ周囲、ドアノブ、蛇口、おもちゃなど)
消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する必要がある。
- ④ 必要に応じて、感染した有症状者等の個室対応などを行う。

3) 関係機関等への連絡

- ①施設管理・嘱託医への連絡：重篤化を防ぐため適切な医療及び指示を受ける。
- ②利用者家族等関係者への連絡：発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力依頼を行う。面会の制限など感染症の流行期においては、施設の玄関に掲示し、家族等にはあらかじめ説明を行うなど、関係者に対して理解を求める。
- ③保健所、市町村等の社会福祉施設等主管部に連絡して、対応について指示を受ける。(報告の判断目安は、P 1図参照)